

(保146)

令和元年10月15日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎

令和元年度診療報酬改定関連の官報掲載事項の一部訂正の送付について
(特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部の改正)

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より令和元年度診療報酬改定関連の官報掲載事項について一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

今回の訂正は、下記の通り、令和元年8月19日付け厚生労働省告示第88号「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」に掲載された価格の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

記

IX 経過措置

(1) (略)

120 生体弁

(3) 異種心膜弁

(訂正前) 1,000,000 円⇒(訂正後) 995,000 円

(添付資料)

1. 官報掲載事項の一部訂正について
(令和元年.10.7 厚生労働省保険局医療課)
2. 官報(令和元年.8.19 号外第94号抜粋)

事務連絡
令和元年10月7日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

令和元年8月19日付官報（号外第94号）に掲載された令和元年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせします。

ページ

段

行

誤

正

令和元年八月十九日（号外第九十四号）厚生労働省告示第八十八号（特定
保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二二五—上—二一

—二一

—1,000,000円

—995,000円

—

(6) オクリュージョ ソカテール ② 特殊型	(6) オクリュージョ ソカテール ① 標準型		
-------------------------------	-------------------------------	--	--

- ⑩ S型(膜面積1.5㎡以上)
 - ① 特定積層型 1,620円
 - ② 吸着型血液浄化器(β₂-ミクログロブリン除去用) 5,700円
- 012 皮膚欠損用創傷被覆材 22,000円
 - (1) 真皮に至る創傷用 1㎤当たり6円
 - (2) 皮下組織に至る創傷用
 - ① 標準型 1㎤当たり10円
 - ② 異形型 1g当たり35円
 - ③ 筋・骨に至る創傷用 1㎤当たり25円
- 013 非固着性シリコンガーゼ
 - (1) 広範囲熱傷用 1,080円
 - (2) 平坦部位用 142円
 - (3) 凹凸部位用 309円
- 014 水循環回路セット 1,100,000円

IX 経過措置

(1) IIの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)第1条の規定による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

120 生体弁 (3) 異種心臓弁① (承認番号) 22900BZX00053000	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	1,000,000円
199 甲狀腺骨固定用器具 (承認番号) 22900BZX00409000	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	204,000円

(2) IIの規定にかかわらず、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第47号。以下「改正告示」という。)による改正前の材料価格基準別表IIに掲げる特定保険医療材料のうち、次の表の旧材料価格基準の欄に掲げる区分に該当する特定保険医療材料が、改正告示による改正後の特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の別表IIに掲げる区分に該当する特定保険医療材料であって次の表の新材料価格基準の欄に掲げる区分に該当するものであるときは、同表の期間の欄に掲げる期間における材料価格は、同表の材料価格の欄に掲げる材料価格とする。

旧材料価格基準	新材料価格基準	期間	材料価格
064 脊椎固定用材料 (3) 脊椎プレート(L)	064 脊椎固定用材料 (2) 脊椎プレート ① 標準型	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	87,900円
064 脊椎固定用材料 (II) 椎体ワッシャー	063 固定用内副子用ワッシャー、ナット類 (I) ワッシャー	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	7,740円
073 髄内釘 (3) ワッシャー・ナット	063 固定用内副子用ワッシャー、ナット類 (I) ワッシャー	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	11,800円
075 固定用金属線 (2) 大転子専用締結器	076 固定用金属ピン (2) 一般用 ② リング型	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	73,300円
133 血管内手術用カテーテル	133 血管内手術用カテーテル	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	67,600円